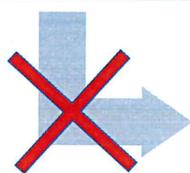


法律の委任がない

健康保険法
70条1項

- ・「療養の給付」について厚生労働省令に委任



療養担当規則
3条

- ・「資格確認」について医療機関（医師側）に義務付け

法律は「給付」と「資格確認」を峻別

療養の給付

- ・「療養の給付」は健康保険法63条1項各号の5つ
- ・ **医師側**による診察等の医療サービスを指す

資格確認

- ・ 健康保険法63条3項に基づく健康保険法施行規則53条が規定
- ・ **被保険者側**（医師側ではない）が資格確認のために提出する資料について規定するもの

関係法令抜粋

療養担当規則 (昭和32年厚生省令第15号 保険医療機関及び保険医療養担当規則)

健康保険法(大正11年法律第70号)第43条ノ4第1項*1及び第43条ノ6第1項*2(これらの規定を同法第59条ノ2第7項において準用する場合を含む。)の規定に基き、並びに日雇労働者健康保険法(昭和28年法律第207号)及び船員保険法(昭和14年法律第73号)を実施するため、保険医療機関及び保険医療養担当規則を次のように定める。

改正前	改正後
<p>3条 保険医療機関は、患者から療養の給付を受けることを求められた場合には、<u>次に掲げるいずれかの方法によって療養の給付を受ける資格があることを確認しなければならない</u>。ただし、緊急やむを得ない事由によって当該確認を行うことができない患者あって、療養の給付を受ける資格が明らかなものについては、この限りでない。</p> <p>一 健康保険法(大正11年法律第70号。以下「法」という。)第3条第13項に規定する電子資格確認</p> <p>二 患者の提出する被保険者証</p>	<p>3条1項(同条2項により変更後) 保険医療機関は、患者から療養の給付を受けることを求められた場合には、健康保険法(大正11年法律第70号。以下「法」という。)第3条第13項に規定する<u>電子資格確認(以下「電子資格確認」という。)</u>によって療養の給付を受ける資格があることを確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由によって電子資格確認により当該確認を行うことができない患者あって、療養の給付を受ける資格が明らかなものについては、この限りでない。</p> <p>3条4項 保険医療機関(前項の規定の適用を受けるものを除く。)は、第2項に規定する場合において、患者が電子資格確認によって療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることができるよう、あらかじめ必要な体制を整備しなければならない。</p>

*1 現行法70条1項

*2 現行法72条1項

健康保険法

第70条（保険医療機関又は保険薬局の責務）

- 1 保険医療機関又は保険薬局は、当該保険医療機関において診療に従事する保険医又は当該保険薬局において調剤に従事する保険薬剤師に、第72条第1項の厚生労働省令で定めるところにより、診療又は調剤に当たらせるほか、厚生労働省令で定めるところにより、療養の給付を担当しなければならない。

第72条（保険医又は保険薬剤師の責務）

- 1 保険医療機関において診療に従事する保険医又は保険薬局において調剤に従事する保険薬剤師は、厚生労働省令で定めるところにより、健康保険の診療又は調剤に当たらなければならない。

第63条（療養の給付）

- 1 被保険者の疾病又は負傷に関しては、次に掲げる療養の給付を行う。
 - 一 診察
 - 二 薬剤又は治療材料の支給
 - 三 処置、手術その他の治療
 - 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
 - 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 3 第1項の給付を受けようとする者は、厚生労働省令*3で定めるところにより、次に掲げる病院若しくは診療所又は薬局のうち、自己の選定するものから、電子資格確認その他厚生労働省令で定める方法（以下「電子資格確認等」という。）により、被保険者であることの確認を受け、同項の給付を受けるものとする。
 - 一 厚生労働大臣の指定を受けた病院若しくは診療所（第65条の規定により病床の全部又は一部を除いて指定を受けたときは、その除外された病床を除く。以下「保険医療機関」という。）又は薬局（以下「保険薬局」という。）
 - 二 特定の保険者が管掌する被保険者に対して診療又は調剤を行う病院若しくは診療所又は薬局であって、当該保険者が指定したもの
 - 三 健康保険組合である保険者が開設する病院若しくは診療所又は薬局

*3 健康保険法施行規則53条